

# 奥多摩町管内における開発行為（建築・造成）等の規制

## 1. 用途地域（無指定）

奥多摩町は、都市計画区域外であるため無指定である。

## 2. 奥多摩町宅地開発指導要綱

宅地開発等で、その規模が500㎡以上のもの、集合住宅（共同住宅）の建設で、その計画戸数が5戸以上のもの、その他奥多摩町長が特に必要と認めたものについては、届出が必要となりますので、地域整備課用地対策係と協議してください。

## 3. 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

事業計画の面積が500㎡以上の事業で、土砂等による土地の埋立て、盛土及び切土について、または盛土を行った土地の部分の高さが1m以上となる行為を行う場合は、許可が必要となりますので、地域整備課用地対策係で指導を受けてください。

## 4. 東京における自然の保護と回復に関する条例

開発規模が1,000㎡以上は許可が必要となりますので、指導を受けてください。

多摩環境事務所 自然環境課 住所：立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎内  
電話：042-523-3171（代）

## 5. 国土利用計画法

10,000㎡以上の土地取引については、国土利用計画法に基づき、契約を結んだ日から2週間以内に届出が必要になります。（届出先：奥多摩町地域整備課用地対策係）

## 6. 自然公園法（普通・特別）

奥多摩町全域が秩父多摩甲斐国立公園内にあるため、自然公園法の規制を受け、公園内は普通地域と特別地域に分かれている。

区域については、多摩環境事務所 自然環境課

住所：立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎内 電話：042-523-3171（代）  
もしくは、奥多摩自然公園管理センター（奥多摩ビジターセンター2階）

電話：0428-83-3271に確認してください。

## 7. 建築基準法

都市計画区域外であるが、多摩建築指導事務所建築指導第三課で指導を受けてください。

住所：青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内 電話：0428-22-1151（代）

## 8. 森林法

開発行為の面積が、10,000㎡以上は許可が必要になりますので、東京都林業事務所森林保全課で指導を受けてください。

住所：青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内 電話：0428-22-1151(代)

## 9. その他の規制等

- (1) . 保安林指定地 東京都林業事務所 森林保全課  
住所：青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内  
電話：0428-22-1151(代)
- (2) . 砂防指定地 東京都西多摩建設事務所 管理課  
急傾斜指定地 住所：青梅市東青梅3-20-1 電話：0428-22-7211(代)
- (3) . 文化財の指定 水と緑のふれあい館（小河内ダム前） 文化財担当  
電話：0428-86-2731(代)

## 10. 上水道について

役場地下2階上下水道課で指導を受けてください。

## 11. 下水道等排水について

奥多摩町は、小河内地区以外は下水道が整備されていないため、各世帯に合併処理浄化槽を設置する必要があります。町道、河川（1級河川を除く）に排水管を埋設したり、処理水を放流する場合、地域整備課管理係で許可が必要です。

### 《お問い合わせ》

奥多摩町地域整備課用地対策係

電話 0428-83-2367（直通）